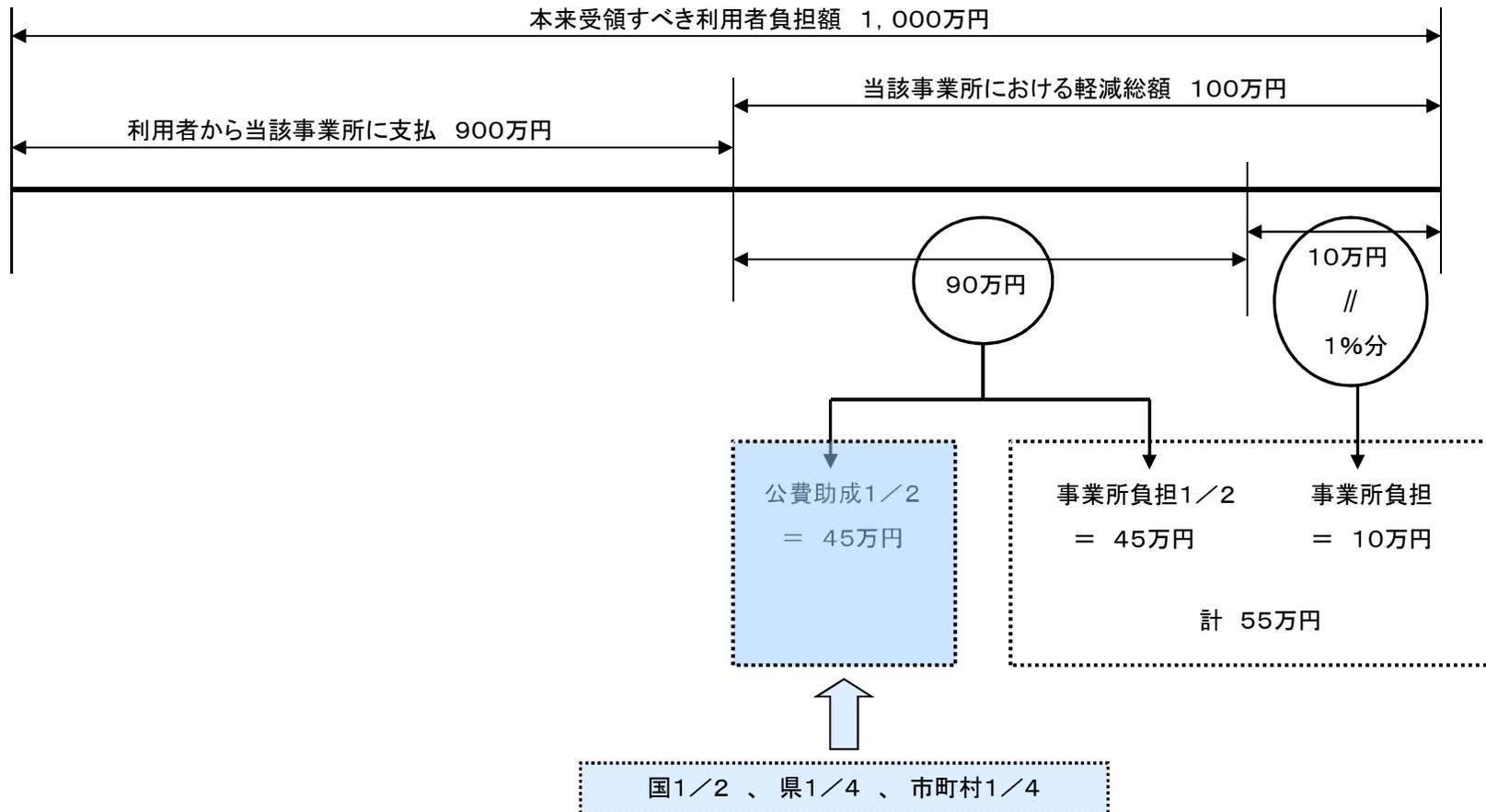


社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について（事例ア）

A：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(介護予防を含む)

- ・本来受領すべき利用者負担額 = 1,000万円
- ・当該事業所における軽減総額 = 100万円 の場合



社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について（事例イ）

B： 地域密着型介護老人福祉施設および介護老人福祉施設で、当該施設における軽減総額が、本来受領すべき利用者負担総額の10%超

- ・本来受領すべき利用者負担額 = 1,000万円
- ・当該施設における軽減総額 = 150万円 の場合

